

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（昭和17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成21年9月18日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
三明建設株式会社 代表取締役 中山 千恵美	鳥取市長谷825	鳥取市長谷地内	岩石の採取	15.8017 ヘクタール	11.6583 ヘクタール	7.2632 ヘクタール	平成21年9月1日から平成26年8月31日まで	平成21年9月1日